

第8期第2回岸和田市文化振興審議会会議録

1. 審議会の名称	第8期第2回岸和田市文化振興審議会
2. 開催日時	平成24年5月8日（火）午後2時から
3. 開催場所	岸和田市立文化会館 創作実習室2
4. 公開・非公開の別	公開
5. 出席者	肥田委員、松本委員、藤田委員、塚本委員、新谷委員、 黒石委員、金森委員、木津川委員、天津委員、船附委員、 竹田委員 以上11名
6. 欠席委員	西山委員 以上1名
7. 事務局	出口副市長、西川企画調整部長、 玉井課長、田宮担当長、佐原担当員、畑部担当員 以上6名
8. 傍聴者	なし

<p>9. 次第</p>	<p>1 開会 2 新委員委嘱式 3 副市長挨拶 4 委員紹介 5 副会長の選出 6 (仮称) 岸和田市文化振興条例の素案について 7 その他 8 閉会</p>
<p>10. その他</p>	
<p>会議録承認</p>	<p>会長 6月 6日 承認</p>

町会連合会から選出の委員の交代と1名の委員欠員のため、新委員2名に委嘱状交付

■ 前副会長ご逝去のため、新副会長に金森委員を選出

■ (仮称) 岸和田市文化振興条例の素案について

[事務局]

(仮称) 岸和田市文化振興条例策定員会で素案を策定した。そこで各人の文化に対する思いと理想や、活動を含めて岸和田の文化に対する過去・現在・未来に渡って意見交換をする時間を取り策定した。

市民はどうあるべきか、市はどうあるべきか、市民の範囲など様々な話し合いをした。

また素案に対して5月7日まで庁内の意見を集約している。

素案の全体構成だが、前文があって目的、基本理念、市・市民・団体の定義、役割を定めてその後市が計画的に文化振興をすると記載している。

特に必要だと考えていることは8条以下に定めている。

個別に説明すると、前文は岸和田とはどういう歴史・風土を持つのか。文化の大切さ、必要性を謳っている。

文化は人が喜びを感じ、心豊かに生活をするうえで欠かすことができないもの、また次代を担う子どもたちに必要であることなどを定めた。

第1条は目的を定め、第2条は文化振興の基本理念を定めた。

1項は、市は市民の自主性を尊重しつつ、文化の内容に関して不当な介入や干渉をしないように注意するとした。

2項は文化活動を行うには年齢、性別、居住地域、障害の有無等で差別があってはならないとした。

3項は文化は多様性があり様々な可能性がある。文化は教育・福祉・観光など様々な分野での波及効果を有しており、それらが共に生かされるということを理解する必要がある。

4項は文化の振興には市民の意見を反映できるよう配慮すると定めた。

5項は地域特有の文化が本市にはあり、その文化はかけがえの財産であるのと、次世代に引き継いで発展させていくことが重要であるとしている。

6項は人材の発掘とともに育成をしなければならないとした。

第3条は用語の定義を定めた。第4条は市の役割、第5条は市民の役割、第6条は団体の役割を定めた。

第7条は岸和田市が文化振興に当たって計画的にどう進めていくのかを決めている。

計画は市民と協働で行い、適切な進行管理を行う、市の中での連携を図る、また文化振興審議会の意見を聴くとしている。

第8条の「文化活動」とは創造、鑑賞、発表などがあり、市民誰もが文化の活動に携わり、鑑賞するなど文化活動に接する機会を享受できるように努めるとした。

第9条は市民の文化活動の中心となる場である文化施設の整備を図る。また他の公共施設も文化振興の視点を持って活用を図るとした。

一方で民間施設でも文化は生まれるものなので、民間施設の活用も図られるように努めるとした。

第10条の文化財と環境については、先人が歴史の営みの中で自然風土、社会や生活を反映して築きあげたものであり、かけがえのない財産である。それには市民の理解、親しんでもらうことが欠かせないとしている。同じく市内の自然環境、景観も市民が親しむような機会の充実に努めると定めた。

第11条は、文化の向上には市内だけにとどまらず国内・海外の文化交流が必要であるとした。

第12条は文化の向上にはプロフェッショナルと呼ばれる方、研究者との交流が必要であるとし、個人だけでなく団体も含むと考えている。

第13条は、同じく人材の育成ということで市は文化を担う人材育成のために必要な施策を講じ、市民・団体もそれぞれの活動の中で人材育成に努めるものとするとした。

第14条は、高齢者、障害者が行う文化活動の充実に必要な施策を講じるとした。

第15条は子どもについて記載している。幼い頃から文化に親しんでもらう必要があると考え、それぞれの成長段階、心身の発達に応じた文化の鑑

賞・体験・創造する機会が必要である。またそれについては福祉部門や教育部門の連携が必要であるとした。

第16条は生涯学習の充実だが、生涯学習全般イコール文化活動ということではないが、生涯学習の中で文化活動をしていること、また岸和田市は特に公民館の数が多く市民が文化活動をされているので記載した。

第17条は、市は文化活動の促進のために必要な情報を提供できるように整備することを記載した。

第18条は顕彰だが、優れた活動をしている方や功績を市も把握するとした。

[会長]

素案についてのみなさんの意見を聴きたい。

[委員]

前文で「勇壮なだんじり祭」とあるが、いつも勇壮な昼のだんじりだけで夜のちょうちんをつけているきれいなだんじりは記載されない。「優雅な」の一言も入れて欲しい。

子どもが一生懸命曳いている夜の姿も良いのでぜひスポットをあてて欲しい。

[委員]

だんじりを見て他市の人が驚くのは彫り物が細かいこと。

市民自らが多額のお金を出費しただんじりが、細い道を一気に駆け抜けるのが一番の特徴であると私は考えている。

[会長]

岸和田は勇壮なだんじりのイメージが全国にある。それだけではないとの意味をこめて、また素晴らしい彫り物があるとの意見も踏まえて「優雅」でなく「優美」との言葉にするのはどうか。岸和田にはこんな一面もあると知って欲しい。

[委員]

日本の祭りはどこでも昼と夜では違う顔を持っていると思う。

私は昼の「勇壮な」の表現で良いとは思いますが。

[委員]
「勇壮、優美」と続くと「ゆう」と二回重なるので「華麗」の方が良いのではないか。

[委員]
耳で聞くばかりではないので「優美」が良いと思う。「華麗」ではない。

[委員]
続けて言うからおかしいのだ。「勇壮で優美」と続ければ良い。

[委員]
NHK「カーネーション」で岸和田弁の端的な表現が受けた。岸和田弁を我々が見直してアピールすべきではと思う。

[会長]
前文の「岸和田方式」との言葉の意味は分かるか？
全国的に認知されているのか？

[委員]
私もそこで引っかかった。

[委員]
私は文化活動をしているので「水戸と岸和田」との対比を良く聞くからこそ、この言葉は理解しているが、そうでなければ意味が分からないと思う。

[会長]
広く認知されているのは言いすぎである。

今から30年ほど前に「岸和田方式」は市民を主体とした文化振興策と捉えられていた。一方「水戸方式」は芸術家を中心とした文化振興策である。その後、岸和田方式がうやむやになってしまっていて言葉だけが独り歩きしてしまった。

[副会長]
岸和田は市民自らが文化を作っていた。マドカホールを作るのも市民の声を聴いて作った。

一方、浪切ホールを作る時は市民の意見を聴く土壌が元々あったにも関わらず、岸和田市民はどう捉えているか分からないが、外から聴く限りでの私の印象だが市民の意見を聴かなかったと思われる。

「岸和田には市民が主体となって文化を育てていた土壌があります」程度の記述になるのでは。

[委員]

岸和田方式はだんじり祭の縦、横のつながりのように人を指しているものだと思っていた。

[会長]

60年代の終わりから70年代にかけて革新自治体が全国から生み出された時期があった。大阪の黒田府政、京都の蜷川府政の時期に住民主導で行政が参加するとのことが言われた。それを文化の面で実践していたのが岸和田であった。

原市長が原革新市制を打ち立てられて、市役所職員の中にも活躍している人がいた。また岸和田方式という言葉にはだんじりの組織についての意味は入っていない。

水戸は芸術家が主導し、市民はそれについて来てとの考えである。その対比で「東の水戸、西の岸和田」と言われた。

改めて我々は岸和田方式はどういうものを言っていくのか？昔の再現なのか？全く新しい形を作り出して文化振興を活発にするのか？

[委員]

「文化は生きる喜びを感じ〜」の部分に「自己実現」「自己の向上」の意味合いを加えられないか？

享受する喜びばかりである。文化は人を向上させていくものであるとの意味を込めて欲しい。

「文化は経済を活性化させる」という文言も入らないか？文化活動をしてきて経済面がいつも無視されるのが悔しい。

「市民と市が連携」とあるが、「市民を基本とし、市が連携し」との市民が主導とならないか？「市民と市が」となると市の言ったことに市民は連携してやらなければならないのかとなる。

[会長]

文化が発展すると確かに経済は活発化する。

[事務局]

「様々な分野」というところで策定委員会でも議論はあった。ただ経済的分野、観光分野など様々な分野があるが並べて書くと長いので、最終的にカットして「様々な分野」とまとめた。

[委員]

他の分野と対等に経済を並べてもらいたくない。経済は社会を作り出していくものである。

[会長]

「更に、多様な文化が新たな創造を生み」の所を「新たな創造」を「文化」と捉えて、「地域社会を活性化」というところに「地域社会を経済的にも活性化させます。」と変えるのはどうか？

[委員]

第5条で市の役割が先にあり、その次に市民の役割がある。市がまずあり市民がそれに従えと感じる。市民が文化の主体であるので市民が先にきて、市の役割が後にくるのではどうか。

[副会長]

条例だから市がすることが先にくる。
今仰ったことを考えるのなら、市民顕彰など別で作るものではないか。

他にはない岸和田の文化振興条例を作ることができたらと思っていたが、できたものは旧態依然というか、他の良いとこどりの条例になっている。岸和田方式と謳うのであれば、市民主体の条例に変えてしまっても良いのかなとも一方で思うが。

[企画調整部長]

素案として出しているが、まだまだ出来あがったものでもない。岸和田らしさというのが出ていないという意見もそうであるし、他にもまだまだ足りない部分があると思うので、いろいろと意見を出していただきたい。

[委員]

前文の「文化はすべての人々が生きる喜びを感じ」は良く言われること。
「心豊かに生活をおくる」と書いていると、心豊かに生活していないのかと思う。
前文の結びは短く宣言すれば良いのではないか。「心豊か」など同じ表現が続いているのも気になる。

[会長]

前文は細かく見るのではなくもっと大らかに見ても良いのでは。

素案を読んで非常に良く出来ていると思う。
このとおり岸和田で実現できたら素晴らしい市になる。
問題は各条文の語尾が「努めるものとする」と全部努力目標になっていること。努力目標で終わらないためにも審議会の委員が力を出す必要がある。

今日の審議会で出た意見は策定委員会に提出して議論していただく。

文化の振興には経済、観光、教育、福祉など様々な分野と連携しないとできないものである。行政全体が協力しなければ、また大きな視点を持たなければ文化の振興はできない。そこは忘れないでいて欲しい。

全国的にホールを指定管理者に業務委託したら、業者が利益を独占するのに、市民がなぜボランティアで協力しないといけないのかと横を向かされている問題が起こっている。

“我々市民のホール”という感覚が無くなって協力する気持ちが無くなる。そういうことも含めてこの条例をどうするのか考えていかないといけない。